

第二十八回国会
衆議院
法務委員会
會議録
第十号

昭和三十三年三月四日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 町村 金五君

理事高橋 順一君 理事林 博君

理事横井 盛太郎君 理事三田村武夫君

理事横井 太郎君 理事猪俣 浩三君

小林 錦君 世耕 弘一君

徳安 實藏君 長井 源君

古島 義英君 横川 重次君

青野 武一君 神近 市子君

佐竹 晴記君 吉田 賢一君

出席政府委員

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

法務事務官(矯正局長) 渡部 謙信君

委員外の出席者

参考人(日本映画製作者連盟事務局長) 池田 義信君

参考人(映倫管理委員会事務部長) 阪田 英一君

参考人(映倫管理委員会管理委員長) 高橋誠一郎君

参考人(大映株式会社会社社長) 永田 雅一君

参考人(大映株式会社会社社長) 小本 貞一君

専門員 小本 貞一君

三月一日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

の審査を本委員会に付託された。

第一類第三号 法務委員会議録第十号 昭和三十三年三月四日

三月三日

究春防止法強化に関する陳情書(東京都議会議長上条貢外九名)(第五三二号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

究春防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

○町村委員長 これより会議を開きます。

究春防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審議に關連いたしました、特に映画の倫理化等の問題につきまして、参考人の御意見を承るため、次の方々に参考人として御出席を願っております。日本映画製作者連盟事務局長池田義信君、映倫管理委員会委員長高橋誠一郎君、同事務部長阪田英一君、大映株式会社会社社長永田雅一君、以上四名の方々にあります。

参考人各位には御多用中にもかかわらず、御出席下さいまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。なお、本日は時間の都合もございまして、参考人の方々には当委員会の委員の質疑に順次お答えをいたすことと致しまして、御了承願いたいと存じます。

なお、御発言の際は必ず委員長長の許可を得ることになっております。

○三田村委員 参考人の方々には、大へんお忙しい中をわざわざおいで願ひまして、まことにありがとうございます。

御承知の通り、世上注目の的になっておりました究春防止法が、来たる四月一日から完全実施されることになっておるのでございます。そのために必要な関係法案が当委員会に送られておるのでございますが、世間ではこの究春防止法の全面実施に關していろいろ不安や、あるいはまた危惧の念が持たれておるのでございます。私ここに少しばかり材料を集めてみたのでございますが、新聞あるいは週刊誌など、昨年の暮れごろから、ほとんど毎日毎週のように現地のポルタージュなどを載せまして、その行方を見守っておるようでございます。その中で一番心配される問題は、性倫理の混乱あるいは猥褻、あるいはまた暴漢、痴漢などが横行するのではないか。さらに究春行為と申しますか、それとららはら関係にある暴力団の横行、世間ではこれをひととかなんとか言いますが、そういうものに対しての不安も相当あるようでございます。私は、この性犯罪と申しますか、人間の社会にとりしても取り去ることのできない性生活と申しますか、そういうもの、近ごろ特にやかましく

問題になってきております青少年の不良化の問題、さらに、岸総裁のスローガンの一つに掲げられております暴力追放、こういうものは不可分の関係にあるのだということをかねがね考えておる一人でございます。

私は、本日ここにこの問題を取り上げて皆さんの御意見を伺おうとするだけでなく、二十二国会以来ほとんど毎国会この問題について、あるいは法務当局あるいは厚生当局、それらの責任のある立場の方々と意見の交換をやつてきておるのでございます。今度、日本の風俗史上と申しますか、社会史上画期的な事件といわれておる究春防止法が完全実施されて、いわば法律形態の上で究春業者というものがなくなるのであります。映画製作に従事しておられます皆さん方も御承知の通り、われわれが歴史上の映画を見ましても、あるいは吉原の風景あるいは島原の風景といふものはしつちゅう目であるいは耳で聞いて入つてきておりました。これは言葉は適切であるかどうかはわかりませんが、きれいに姿を消すということに関して何らかの多少の郷愁の感がわくのではないかと気がするものでございます。これは、映画に出てくるおいらん道中とか、あるいはあいう社会の風景といふものが現実の社会と一つに結び合わされて一般の慣習、社会人の頭に入り目に入ってきたのであります。これからはそれがなくなる。同時に、ああいったものは一体どこに行つてしまったんだ、どういふ形になってくるのだというものは、

これまた非常に大きな関心事であらうと思つてございまして。

私が申し上げるまでもなく、映画といふものは、近代社会人の、むしろ生活の重要な部分とも言えるほど重要な存在になるものであります。そういう観点からいたしますと、今度の究春防止法完全実施に當つて、この行方をどのように見守つていくか、これは非常に重要な問題であります。同時に、この問題についてのいろいろな観点から、社会的な事象としても申しますか、人間の社会の中にある、あるがままのものを映画製作者の立場からこれ一つの人間の生きた社会に持ち込む、商人と言つては言葉に語弊があるかも知れませんが、そういう性格を持つものであります。一番社会の中にある実態を把握される立場に仕事の上からある方々ばかりでございまして、そういう方々の御意見を伺うことは非常に私は重要だと思つてございまして。

本日は、いろいろ御意見を伺いたいだけじゃなくて、むしろこの歴史上画期的なできごとに直面しておる今日、心から一つ皆さんの御協力を仰ぎたい。そうでありましても、せっかくこの一つの法律的立法処置をいたしましても、果してこれがわれわれの住んでおる、生きておる人間社会にすなおに持ち込まれるか、言いかえしますならば、われわれどもがきれいですなおで明るい社会に住めるように、そのようにな社会の中にどのような形で持ち込まれてくるかというところは非常に重要な問題であらうと思つてございまして。

す。そういう意味から、本日は深い造詣、経験をお持ちの皆さん方に、われわれの立場から率直にこの問題に対する考えを申し上げて、皆さんの御意見を伺い、かつ心から御協力をお願いいたします、こういう意味合いでございます。

先ほど委員長が冒頭に申し上げましたように、一つのテーマを差し上げて、これこれについてどういうお考えでありますかというところをお尋ね申し上げる前に、今私が申しましたように、私たちがこの委員会でも、売春、性犯罪、暴力、三題話のような一つのテーマであります。そういうものに關連して何を考へておるか、どういふことを心配しておるかというのを申し上げて、それに対する一つの御見解、御意見を伺いたいと思うのでございます。

私、この法案が出て参りましたときに、法務当局、警察当局にそれぞれお願いをして資料を作ってもらったのであります。本日法務省の資料が出て参りました。一週間くらい前に警察庁から出された資料がありますから、その資料に基づいて、これは皆機方御承知と思いますが申し上げてみたいことがあるのです。

最近五年間の青少年犯罪の統計を取ったのでございますが、昭和二十八年、二十九年、三十年、三十一年、三十二年、この五年間でいわれる青少年の十四才から二十才未満の者と、二十才から二十五才未満の者と、二つに分けて調べた統計でございます。長くなりますから簡潔に最後の統計だけ申し上げます。十四才から二十才未満の者でこの五年間に警察に検挙された者は

が五十四万四千九百六十二人おります。二十才から二十五才未満の者で同じく警察に検挙された者は、これが七十七万四千四百三十二名おります。これを合算すると百二十万九千三百七十四人。これはしかも交通犯罪とかあるいはそういうものでなく、全部刑法犯、刑法上の犯罪として検挙された者であります。これは申し上げるまでもなく、昔の警察のあり方と現在の警察のあり方とは違つておりました。警察が検挙者として扱ふ場合は、それぞれ具体的な犯罪の事実があつて、警察の手にかける一つの客観的条件が整つておりました。手をつけられない。ただ昔のようににむちやくちやに引つぱつて置いて留置場にほうり込むといふことをやめておりませんから、この数字は私は非常に注目しなければならぬと思うのであります。しかも、その中でいわれる

凶悪犯——殺人、強盗、強姦、暴行傷害——殺人が六千五百五十八、強盗が二万一千四百三十三、強姦は一万六千五百一、暴行が六万一千五百五十二、暴行傷害を加えすと十七万五千四百五十五、こういう計算になつてきております。この中で私が特に注目したいと思ふのは強姦罪です。これは御承知の親告罪でございますから、必ずしもこれが全部処罰の対象になつておるとは思ふれないのでございますが、同じ青少年の手によつて犯される強姦罪の中でも、十四才から二十才未満の者の強姦の方がはるかに多いのです。十四才から二十才未満の者の強姦が一万三千四百三十三、二十才から二十五才未満の者は六千五百五十八。全体の強姦罪、これは二十五才以上の青年も入るのであります。そういう者を合算すると

と全部で二万二千八百八十八でありますから、そうすると、二十五才以上の者によつて犯された強姦罪はたしか四千幾らになりました。少年の手、つまり十四才から二十才未満の者によつて起される強姦といふものが非常に多い。これは私は大へなことだと思ふのであります。これは、犯罪の社会的構成とでも申しますか、年齢層からなると見ますと、若い者の性犯罪が非常に多い、こういうことが私は非常に心配になるのでございます。これは罪を犯した者の立場から申しますと、少くとも強姦の対象になる、強姦の罪として警察の手にその犯人がかかる場合、おそろくは、大半はいわゆる商売人ではない善良な家庭の子であり、またときには人妻であるかも知れません。そういうことは、一万何千件、二万何千件の強姦の罪の背後にある社会的な別な面を考へますと、まだ肉体的、精神的に成熟していない青年の手によつて犯された善良な婦女子の一生は、そのようなことによつて苦しみかつ泣かなければならぬ。売春婦の転落の原因などを調べてみますと、暴力によつて貞操を奪われ、そのためについに自分はいかような社会に転落したといふ事例がたくさんあるものであります。これは私は非常に重要なことだと思ふのでございます。

とであつたように記憶いたしております。二十何才かのいわゆるチンピラであります。それが映画を見に行つた。その映画の刺激で一つ吉原に行つて遊んでやろうといふ氣になつて、吉原に行つたところが、灯が消えてしまつて何もなかつた。戻りに、手当たり次第でしよ、通りがけの若い婦女をつかまえてどつかの工場の暗いところに連れていつて暴行を加へようとした。これが騒がれて発見されて検挙されたといふ事件が出ております。もう一つは、ここ二、三日新聞の社会面を、大きく五段抜き、六段抜きで騒がれております。矢野何がしという二十才の青年の刑事射殺事件でございます。これは私はよく耳にするのですが、ギャング映画を地で行くような事件だと人はい言います。ところが、逆にまたあいつの事件が映画のテーマになつてギャング映画が作られるといふことも、これはやつぱり世上の常識になつておるのでございます。こういうことを考へますと、何とも心寒い感じがするのでございませう。どうしてもこれは一つ皆さんの良識ある御協力を待つ以外にないと思はれるのでございます。

繰り返して申し上げますが、五年間に、十四才から二十才未満の者で刑法上の罪に問われて検挙された者は五十四万四千九百六十二人、二十才から二十五才までの者が七十七万四千四百三十二人、合計百二十万九千三百七十四人。といふことは、いわゆる年令的に青年層の構成から考へてみますと、御承知のように、毎年成年に達するものが男女合せて二百万だと言われます。そのうち半分は女子でありまして、一年に、一年に男が大体百万、五年間で五百万という

ことになります。五年間に五百万の男子が成年に達し、その中で百二十万が刑法上の罪を犯して警察に検挙された、こういうことになりまして、四分の一です。大体四人に一人は一ぺん警察の御厄介になるということでありませう。これは私はゆゆしいことだと思ひます。

翻つて青少年犯罪の傾向をながめてみますと、昭和十一年を一〇〇として統計をとつてみますと、昭和三十年はその指数が五〇〇でありませう。つまり大体傾向として戦前の五倍。われわれは、新しい憲法のもと、文化国家といふことを念願として、人間社会の理想をいたしておりました。戦前よりも青少年犯罪が五倍になつた、しかもその内容がますます凶悪化して、いふ、いふことで果して一体われわれは新しい憲法のもと文化国家を建設しつつあるといふことが言ふべきかどうか。われわれは重大な反省を必要とする時期に至つた、こう思はれるのでございます。

これは、先ほど申しましたように、人間の社会にはどうにもならないものがある。これは欲望であります。その欲望は本能のおもむくところ性活動になつて現われてきましよう。また同時にギャング的な暴力行為になつて現われてきましよう。どうやつてこれを是正し、矯正し、正しい人間らしい社会生活に引き戻していくかといふことは、国民全体が共同の責任で考へなければいけません。われわれも一人として真剣にこの問題に取組まなければなりません。同時に、冒頭に申しましたように、人間の社会生活の中に一番大きな影響力を持つておる

ことになりませう。五年間に五百万の男子が成年に達し、その中で百二十万が刑法上の罪を犯して警察に検挙された、こういうことになりまして、四分の一です。大体四人に一人は一ぺん警察の御厄介になるということでありませう。これは私はゆゆしいことだと思ひます。

映画というものは、この映画の中に私たちは昔の倫理とか道義とかそういうものを決して求めるのじゃありませんが、少くとも人間生活がきれいな美しい、いいものになる、文化国家の文化人らしい社会環境を作っていく方向に御協力願いますと、法律を作っただけじゃなかなか片づかぬ、こう思うのでございます。私も戦時中から国会におった一人でございますが、戦時中いわゆる刑罰法規を厳にして、われわれはずいぶん苦しい体験をなめて参りました。映画関係のことも、私が申し上げるまでもなく、御承知の占領期間中ある時期は検閲が行われておった。しかしながら、権力による検閲行為というものはどうしても避けたい、避けなければならぬ、これが文化人、自由国家の第一義的条件でありますから、映画人の自主的規制という形で映画規格というものは設けられた。それはいわば映画社会における憲法であります。その憲法のもと皆さんに御協力、御推進願っておるのでございますが、政治社会における憲法と同じように、映画社会における映画規格、すなわちこの憲法というものは忠実に、という言葉には私は諍弊があると思いますが、そうでなくて、その期待するもの、目標とするものが映画事業の中に正しく生かされて参りませんと、われわれが一番心配をいたします法律的規制というものがまた出てくることをおそれるのであります。第二十二国会でありましたか、婦人団体あたりの要請で立法されました銃砲刀剣等所持に関する法律、これは飛び出しナイフ禁止の規定であります。近ごろ青少年の犯罪が非常に多くなり、その青少年が犯罪に使う一

つの道具として飛び出しナイフというのがある。私、岐阜県ですが、岐阜県の関というところで作っている。これらは犯罪の用に供せられるというので所持を禁止するという法律が出てきた。私はそのとき反対をしたのです。それは、なるほど犯罪の用に供されるかも知れぬが、ただそれだけに不当をしたって意味はないのだ、何でも法律で処置をしていくということになると、そういう口明をするすべてのものは法律的処置を必要とする、また権力国家にあつてはそれなのではないかというところをおそれたのであります。映画の関係におきましては、私は、だんだんこういったものの世論が高まって参りまして、どうもああいう映画ばかり出て、そのために悪い社会的影響があるのだという世論がまた高まって参りますと、ただ映画規格だけではいけないのだ、映画規制の何らかの立法的処置をしなさいという意見が出てくることを実はおそれるのでございます。新憲法にはすべての言論、すべての営業、この自由が保障されておりますが、それには公共の福祉という言葉がついておる、だから公共の福祉に反するではないか、毎年毎年二十万も二十五万も青少年が不良化していく、その原因は何にあるのだ、これは全部映画にあるのではありませんか、しかもその中に今の若いものを刺激し興奮せしめ、しかも犯罪の模倣に走らせるようなことがあるならば、これはわれわれがきれいな社会を守るために何か一つ考えなければならぬじゃないかという意見が、いつかどこから出てきはしないかという懸念があるのではありません。そういう立場から私

は皆さんの御意見を伺い、またお願いをいたしたのでございます。青少年犯罪防止に關しても、二十四年の第五国会で当委員会の建議によつて中央青少年問題協議会というものができております。この中で青少年対策として取り上げられる題目の中に、青少年に有害な映画等の対策についてという問題がしばしば取り上げられております。ところが、率直に申し上げて、あまり効果がないというより現状でございます。私はここでまずそういう観点から一つ参考人の皆さんの御見解を伺いたいと思つてございまして、映画製作者の立場から、私が先ほど申しました映画界の憲法とでも申しますか、いわゆる映画規格をどのように運用されておるかという点が第一点と、それから、当委員会が現在ここで審議いたしております犯罪防止法全面実施に伴う諸問題、私が冒頭に申しましたその次に來たるべきもの、――三題話のようでありまして、犯罪業者が消えてなくなつた、しかしながら犯罪行為というものは私はなくならぬと思つて。それと関連して兇暴、性犯罪、暴力、この三題話ではありませんが、そういう関連において、最も社会経験の深い、そういう現象に映画そのものを通じて非常に鋭い觀察力、洞察力をお持ちの方々の御見解と、それから、繰り返して申し上げましたように、映画と青少年犯罪との関係、特に性犯罪、青少年の粗暴化、暴力犯罪あるいはそういう問題について皆さんの考え、こういう点について一応御所見を伺いたいと思つてあります。昔からよく百聞は一見にしかずという言葉があります。本

で活字になつたものを読むよりも、映画を見た方が早いのです。目から入ってくるもの、近ごろは耳と目と同時に入つて参りますから、百聞一見にしかずじやなくて、見て聞いて、一ぺんに頭に入ってくるのであります。映画の印象というのは非常に強い。こういう観点から、今私が申しました映画界の憲法ともいわれる映画規格の運用についてどのような御方針、お考えで當っておられるか、そのお考えと、實際のお取り扱ひの模様、それから、犯罪防止法の完全実施に伴う今後の諸問題についての御見解、もし立ち入った御意見が何おられるならば、どうしたらいいかという御所見をあわせて承りたい。それから、この映画と常に結び合されて世に話題になりますギャング映画、性映画が近ごろだいたいいろいろな話題を提供しておりますが、そういう問題についての皆さんの考えを一応お伺いしたいと思つてあります。○高橋参考人 私、映画管理委員長をいたしております高橋でございます。御承知のように、終戦後におきまして、たしか昭和二十四年六月であつたかと記憶いたしますが、旧映画が発足いたしましたのであります。映画倫理規程管理委員会と称せられるものであります。これが新映画に変わりますまでのいきさつは、申し上げますとまた長いことになりますので省略させていただきますが、この旧映画が十分映画倫理管理の責めを果たすことができない、効果をあげるということができないという非難がございまして、ことに御承知の太陽族映画というものが行われまして、これがために映画に對します非難ははなはだ強いものになりました。このま

にいたしておきますならばまたたたび昔のような制限に移っていくのではないかと危惧がはなはだ多かったのではありません。古い映画が十分効果をあげることはできなかったといひますれば、これはいろいろな理由があるかと存じますが、まず第一にあげなければならぬことは、映画倫理規程管理委員は、映画の製作者であります映画連――映画連合会で任命するものであります。そして映画の金によりましてこれが維持せられていく、運営せられていく、こういうことになっておるのであります。映画の事務局長池田義信氏が出席しておられますので、私の言葉の足りないところはあつては補つていただくことになるかもしれないと存するのでございまして、それと、さらにもう一つ大きな原因としてあげなければならぬことは、終戦後におきまして連合軍の司令部はしきりに、外国映画、輸入映画も映画に参加すべきであるといふことを勧告いたしておつたのでございまして、これがなかなか実行せられなかつたのであります。アメリカのメージャー系の映画を除きますほかのものは大体参加いたしましたのであります。メージャー系のものはなかなか参加してくれない、こういうようなことでございまして、十分の効果をあげることはできなかったのではありません。映画改組の問題が起りました。メージャー十社はなかなか参加がえんじなかつたのであります。いよいよ最後は参りました、アメリカ側の映画の代表のホクスステッターと申します人が、われわれはあくまでも日本の映画と協力する、これとスクラムを組んでいく、そして、ひとり映画のみならず

全世界に向っても戦いをいどむ、——この戦いをいどむということとは、あるいは映画の自由を妨げることに対しては挑戦であるともとれるのであります。こういふようなことで、メージャー系の参加を得ましたので、急速に話が進みまして、そこで新統領がいよいよでき上ることに相なったのであります。

その経過は詳細印刷いたしましたとして、お手元に差し上げてございますので、ごらんいただきたいと存じますが、新映倫が旧映倫と變つております点は、最初管理委員長が選ばれましたのは映連にあります組織委員会であつたのであります。やがて後になりました維持委員会というものが選ぶというところに相なつたのでありますが、やはり映連が選ぶと申してもいいのでございませう。しかしながら、選ばれました以上は、全く何らの拘束も映連から受けることなく、独自の立場に立ち独自の見解によりまして管理を行うことができることに相なつておるのであります。そして映連から費用を支出してもらつたということもございませんで、これはひとえに審査料によつてみずからまかなつていくことになっておりますので、今までのものと比べますとよほど、強い力を持つことができるかと存じて、私どももお引き受けいたしました次第であります。

管理委員は五名以内ということになつておりますが、他の委員すなわち四名ないし三名の委員は全部委員長が選ぶことになつておりますので、全くこの委員の選任につきましては映画連の干渉を受けないことに相なつております。そして、この委員にあげられております者は、映画界に現在関係してお

らぬ、映画製作者などに関係しておられぬ者、こういうことになっておりますので、公正な立場から、何らの力にも拘束せられないで独自の判断を下すことができる、こういうふうに考えておるのでございます。

それで、この委員会が新しく発足いたしました。たしましてから、まだ日もはなはだ浅いのでありまして、一年、二カ月を経過いたしましたにすぎないのでありますが、その間におきまして、あまり口はばつたことも申し上げかねるのでありますが、大体におきまして、問題となりました太陽族映画のごときものは跡を断つたと申すことができるのではないかと存じます。まだまだわれわれは端正な態度で審査をいたさなければならぬとは考えておるのでございますが、ことに、映倫規程に基きまして、ただいまお話のありました性的犯罪であるとかと暴力行為であるとかいうようなものを主題としたとか、またあるいはその場面を写したもののなどは、これらは改めを切り取ってもらうとか、あるいは改めてもらうとかいうようなことをいたしまして今日まで参っておりますのでございますが、製作者は実によく映倫と協力してくれまして、今日に至りますまで、管理委員長に対して再審査を要求するとして参りましたもの、一つまり、御承知と存じますが、審査委員の申ししておりますところと製作者側との間に話がつかない、ここを切ってもらいたいという場合に、向うは切らないというような際には、管理委員長に対して再審査を要求することができ。その再審査を行います場合にはこういふふうによつていくということも、この印刷物の中に定めておきましたから、ごら

んいたきたいのですが、このところまで参りましたものはまだ一件もないのであります、そのところまでいきかけたのがわずか一件ございまして、あります、私の手元まで参ります前に、先方でこちらの要求をいれてくれましたので、とうとう再審査の要求を見ずじまつたのであります。

それで、売春禁止法が実施せられる
というのを聞きまして、まあこのこ
とを聞く以前からでもありますが、わ
れわれといたしましては、遊郭を題材
にしたもの、あるいは売春くつを題
材にしたようなものは困る、こういう
ものは取り締つていかなければならぬ
というふうに考えておったのでござい
ますが、先ほどお話のございましたよ
うに、吉原であるとか島原であるとか
いうものを題材にいたしました、徳川
時代の題材を選びましたものなどは、
今日におきましては特に青少年に対し
ましてはそれほどまでの影響もないだ
ろう、こういうふうに考えますものは
そのまま通すというよりな方針が大体
とられておるのであります。

それから、現代のものにつきましても——昔のものにつきましてもやり方によりましてはむしろ嚴重に審査いたす方針ではありますが、特に注意を要しますものは現代のものでありまして、ことに、表題に遊郭というよきな名が出て参りますものは、これを變えてもらふという方針が大体とられておるのであります。今日までこれを改めてくれましたものが多いのでございまして、その遊郭などという問題を掲げておりますものはないと存するのであります。そして、北条秀司さ

んの書きました「太夫さん」は、これを「廓」と改めるとかなんとかいうようなことををいたしておったのであります。が、内容は、文学的、芸術的に申しますならば、割合すぐれたものと申すことかできると思うのであります。いろいろな描写の点におきまして注意しなければならぬ点にはな多いのであります。すいぶん多くの削除を申しまして、

出、あるいはまた訂正を要求いたしました。して、ことごとく入れられておるのであります。これらのものは、売春を刺激するものといふよりも、むしろ、私どものものを見ましたところでは、売春くつの悲哀ををよく表明しており、こういう世界に入つたらばこれはもう大へんことになるのである。——これは「女体は哀しく」という表題に改められたと存じますが、一度あまい社会に入つた婦人のからだといふものは実に悲しいものであるといふ、この悲哀を痛切に訴えておるように見受けられるのであります。そして、いろいろ部分的には削除訂正を要しますが、主題そのものは必ずしも排斥すべきでない、こういうふうに考えたのであります。

それから、今日では、これも犯罪といは言えないかもしれないと思います。が、「姦通」というような表題の映画なんかでも計画せられたのであります。これは御承知の近松門左衛門の「堀川波鼓」を脚色いたしたものであります。それを「姦通」と題したのであります。内容は、近松のものであって、なかなか芸術的なおもしろいものであります。が、どうも表題そのものがよろしくないなというので、これは幾度の折衝を重ねまして、ようやく「夜の鼓」ということとでけりがつきまして、上演せられることに相なったのであります。

そらいうふうにいまして、映画に對します審査は嚴重を期しておるものであります、特にまた青少年に對しまして深甚な注意を払いまして、青年に關しまする委員会というものができておりました、これもお手元に書類を差し上げてございますが、委員の一人有光次郎君を委員長といたしました、それから関野氏を副委員長といな

しまして、前には有光君を除きまして十四人の委員から成り立つておったのでございますが、最近には事情がございましてこれを有光君を入れまして十一人ということに相なっております。これは管理委員会のほかにしりばは会合を開きまして、青少年に對してする映画対策をいろいろ考究しておるものであります。数日前にもこの委員会に私も出席いたしまして、いろいろ審議の状況を見聞いたしましたのであります。が、ただいまお話しになりました点などもむろん取り上げられてまして、實際に映画が青少年の犯罪、ことに性的犯罪に對してどれだけの影響があるものであるか、むろん誇大せられてゐるということは大体委員諸君の一致するところと申してよろしかろうと思ふのであります。が、實際にどれだけの影響があるのか、映画を見て直ちに犯罪におもひいたというようなものがどれくらいあるのであるか、なかなかな正確な資料に基いて議論をするといふことはむずかしいのであらうが、しかし、佐々木君という方が委員の中におられました、これは家庭裁判所などにも関係しておられる方でありまして、この問題につきましては特に造詣の深い人でありますので、佐々木君をわすれずらわしまして、佐々木氏を中心

としてこの問題をさらに考究してい
く、こういうことになりましたのであ
ります。

それから、なお私どもはなほ遺憾
に考へておられますことは、映画その
ものよりもスチールであるとかあるい
は宣伝用のピラであるとか看板である
とかいうようなものであります。映画
の方はぜひいふんよろしくない場面が現
われまして一瞬にして消えてしま
うのであります。そういう宣伝用の
ピラなどは長い間そこに張りつけられ
ておる。映画館に入らない者も、これ
らの前に青少年、子供などが立つて見
ておる。これからして特に大きな影響
を受けるというようにあることがありし
ないかというのを早くから考へてお
りましたので、これをやかましく取り
締らう、こう考へておったのでありま
すが、そしてまたおおむねその方向
に進んでおったのであります。この
取締りが映画そのものの取締り以上
に困難なのであります。大体こういう
図案のものをいうことを申してくる
のであります。で、でき上つてみる
と、それと違ふ。もう刷つてしまつた
というやうなことで、しきりにこれを
通してくれろというやうなことを申さ
れるのであります。何とかしてこの取
締りを一そう強化しなければならぬ。
この方面はただ一人の審査員が當つて
おったのであります。が、どうも一人
では不十分であるというので、数カ月
以前におきましてさらに審査員を一人
ふやまして、こういう方面の取締り
に一そうの注意を注ぎたい、こういう
ふりにはかつておるのであります。
スチールなどは、私どもの初め管理委
員会に入りましたときには、スチール

でありますからして、映画の一部分を
特に写して公衆に示すもの、こうい
うふう考へておったのであります。
が、実際に見ますと、映画の中には現
われぬ場面、そういうものを特に写
しまして、婦人の裸体などが流布する
ことになるのであります。そういうお
それなどが十分にありますので、この
点を嚴重に取り締つて参りたい、こ
う考へておるのであります。

それから、映画製作者はよくわれわ
れと協力してくるのであります。し
また輸入に關係してあります諸君、配
給に關係してあります諸君もよく映倫
と協力してくれておられて、問題は
きつめて少いのであります。一番む
ずかしいものは興行者と存じます。も
う一昨昨年になりましたか、内閣に直屬
いたしました映画審議会というものが
できたのであります。が、いろいろ論議
がかわされたのであります。が、大体
一致点を見ました点などにおきまして
どうも興行者側の賛成を得がたいとい
うやうなことで、私どもはなほ遺憾
を感ずるものであります。ことに、興行時
間——これは直接の關係はございま
せんが、時間制限の問題などで興行者
側と意見の一致を見ないで非常に悩ま
されたことがあるのであります。御承
知のように、映倫におきましては、青
少年向きの映画であるとか成人向きの
映画であるとかいうやうなことをきめ
ておるのであります。が、ことに、青少
年向きの映画、あるいは特に青少年に
見せたい推薦映画というやうなものを
選んでおるのであります。なか、なか
りっぱな青少年向きの映画がほとんど製
作せられておるのであります。興行者
は、これをかけます場合に、これと成

人向きと申しますか、青少年に見せて
は困るという映画を抱き合せるとい
うことをしきりにやっておると伝えられ
るのであります。これは、私どもの調
べましたところでは、大体一番館、二
番館あたりではほとんどないといわれ
ておるのであります。が、末端館になり
ますと、なかなかこれをよくやる。こ
とに三本立の映画などをやりまして、
その中に一本、二本成人向きのもの
を加える。こんなことになっておる。
ことに最近におきまして、われわれの
委員会に入りまして、これによりまし
と、大阪あたりなかなかひどいそりで
ありまして、ほんとうに指定というこ
とを掲げておられますものは三分の一
と申しましたか、はなはだわずかである
というのでございませう。しかし、映
倫といましては、こういうものを
取り締るということはできないのであ
りまして、あくまでもその協力を求め
るというやうなことでございまして、こ
れも興行者連合会の諸君と協力をいた
して参るよりほかないのであります。
が、これも非常に困難な問題でありま
す。が、だんだん映倫の仕事がはかど
りますにつれて、こういうやうな
なものも次第になくなっていくのでは
ないか、また、どうしたならばこうい
うことをなくしていくことができる
かというのを考へたいと思つておるの
でございませう。

はなはだ言葉の足りないところ、あ
るいは御質問にお答えいたさなかつた
遺漏もあると存じます。が、足りませ
んとところは阪田事務部長その他の方に
お願いいたすことにいたします。
○永田参事 私は大映株式会社社の社
長をいたしております永田雅一でござ

います。ただいま映画倫理規程管理委
員会の委員長でありますところの高橋
先生が、倫理規程の制定並びにその運
営に對し、また先ごろ改組されたこと
についてきつめてアウトル・ラインを御
説明になり、しかして管理委員会の任
務というこの一端について誠意ある
お話をされました。私は、日本の映画
製作者の立場から一言申し上げて、各
委員の御参考にしていただければま
ことに仕合せと思ひます。

高橋先生と重複するやうでござい
ますが、戦後わが国において新憲法が制
定され、従つて言論關係の政府機關の
統制が廃止されましたので、私どもの
映画製作は相當に國民に對する影響力
が重大である、すなわち國民生活に對
して精神的にも道德的にも大きな影響
を及ぼしておる責任を痛感いたしてお
りますので、自主的にわれわれが映
倫を作る倫理規程というものを制定し
ようじゃないかということ、昭和二
十四年に制定されたのであります。

さて、御存じの通り、自主的にわれ
われがこの映画倫理規程というものを
設けて、これを運営していく上におい
ては、すなわちこれを製作する者——
劇映画を専門に製作する者、短篇を製
作する者、外国映画でございましてな
らばその外国の製作者でございする
けれども、外国の製作者は日本におら
ぬのでありますから、その委託を受
けて輸入し配給しておる者がその代
行をしておるもの、かように考へまし
て、日本のオール映画製作者と外国の
製作者にかかわる輸入しておる配給業者
とを打つて一丸といたしましてこの倫
理規程を制定したのであります。その
結果この運営をそういう關係者で運営

いたしておりますが、ややともする
と製作当事者がこれに關与することが
第三者的見解から見ますとまことに
誤解が多い。これであつてはいけな
いというので、一昨年約半歳ほどかか
つて協議検討いたしました結果、倫理
規程そのものは当初より變つておりま
せんけれども、その倫理規程が守られ
ておるかおらぬかということを管理さ
れる委員会は、最も社会的に權威のあ
る、しかも尊敬でき得る方に委嘱すべ
きだということから、本日御出席に
なつております高橋先生は人格、識
見並びにわれわれ日ごろ尊敬おくあた
わざる人格者でございするもので、こ
の高橋先生を委員長に御推薦、御委嘱
申し上げ、しかして、高橋先生が信頼
のでき得る女房役と言ひましようか、
その委員を有力な方々三、四人を御推
薦願つて、正しく倫理規程が守られて
おるかおらぬかということ管理して
いただいております。

その管理委員会の直屬に管理部とい
うのがございまして、これを専門的
に——映画製作者に關係のない識者を
審査員として選びまして、そうして、こ
の倫理規程が正しく守られておるか
おらぬか審査する、こういうことにな
つておるのであります。
さて、しかば倫理規程はと申しま
す、説明しておりますと微に細に
わたつて大へん長時間かかりますの
で、きつめて簡単であります。が、項目
だけ申し上げますと、当然われわれ日
本の國民の行くべき道は憲法において
明記されておるのでありますから、そ
れを基本的な考へに置きまして、倫理
規程は映画の内容、題名、広告、宣伝
に對して適用されるのであります。從

いまして、大項目を申し上げますと、国家及び社会、法律、宗教、教育、風俗、性、殘酷、こういう大項目のうち、に微に細にわたって倫理規程が規定されておるのであります。

順序を申しますと、大体こういう映画をとりたいたいと思いますと、内審査といって、管理委員会に直属いたしております管理部に脚本を提示するののであります。そして、これは活字の上であります、危険であるとか、こういうことは今当委員会でも問題になっておきますところの性問題すなわち売春の問題に関連しておるとか、また青少年の犯罪に関連するとかいろいろ問題があります場合には、特に審査員各位も神経を過敏にしておりますので、内審査で訂正、修正をいたしておりまして、大体これならよからうと言えは製作にそれぞれ着手するのであります。しかし、製作いたしましたるものを封切りいたします前に管理部に持ち込みまして、いわゆる審査を受けるのであります。ところが、脚本と著しく変つておるとか、脚本と表現が違つたりする場合には省略される、すなわちカットされる場合もございますし、編集の仕直しもございます。そして、日常今日大過なく倫理規程を管理され、しかして、われわれ製作者もその管理委員会に敬意を払いまして、尊重いたしまして協力いたしております。

ただ、各委員に申し上げたいことは、偽わらざる告白をいたしまして、映画を製作する場合にはテーマがございまして、たとえば、親子愛とか兄弟愛であるとか、恋愛であるとか友情であるとかいうテーマに基いていろいろ

なストーリー、すなわち話ができておるのでありますが、活字の場合におきましては、一応どうということはないのでありますけれども、率直に言つて、反省いたしますするならば、これは私どもの一般論に果して適用するかせぬかは知りませんが、私どもの責任ある製作分野におきましては、技術が拙劣であるために、非常に芸術的に高尚に持つていけるものが醜態に演ずると

いうとがなしとしなないといふことは認めなければいけないと思うのであります。それと、一つは、たとえば売春行為なんていうものを否定しようといふ否定面を描いておるのであります。が、今申し上げた通り、技術が拙劣であるために、否定面を描がくためが、ややもすると肯定しているような場合もあり得るのであります。また、青少年の犯罪の関連性があるように、いろいろそういう面が出てくると思うのであります。ただいま三田村委員の統計等の調査によつて私どもに御報告を受けてまして、ここ四、五年の青少年の犯罪が驚くなかれ百二十万件内外ある、それは十四才から二十才までが、五十万件で、二十才から二十五才までの青少年が七十万件、すなわち合せて百二十万件、毎年そういうような青少年の区域に達しておるものが男女合せておおむね二百万、その半分に相当するものを男としたならば百万、そうすると五年間で五百万という統計が出るならば、百二十万という数字は四分の一、すなわち四人に一人が犯罪を行なつておる、また犯罪を行おうとしておる、警察に御厄介になつてきたといふことを聞かされて、実はりつ然としたわけでありませう。同時に、映画製作者とし

て、政治的にも道徳的にも重大なる影響力を与えておる製作者の一人といたたしまして、ますます責任を痛感するののであります。でありますから、当面の問題といたしましては、この完容防止という点についても留意いたしましたまいし、青少年の犯罪という点をを防止するために、いな逆に青少年がそういうような犯罪をなくするような映画をとりたいたいと思っております。

ただ、各委員なりまた関係者の方に一言製作者の立場からとして申し上げたいことは、確かに、たとえば犯罪を行なったその動機がいろいろとございましょうが、中には映画を見て犯罪の動機となった、こういうこともあると思います。ところが、他面、ただ御了解願いたいことは、そればかりではない。たとえば、そういう青少年は、警察で御厄介になるとかつかまいったときに、その動機は映画を見てやったのだとか言う。ところが、これは映画の責任であるか、また取締り当局の責任であるか、この辺の点は私はわかりませんが、動機は映画を見てやったという点になると、何か犯罪の罪が軽いように扱われるのだというような認識が青少年の一部にあるということも、これは十二分に御警戒願いたいと思うのであります。と同時に、映画を見て、今まで自分は親不孝であった、自分は悪いことをしておった、道徳的に間違つた行為を行なつておった、こういう人は、私はあの映画を見て反省しました、あの映画を見て親孝行になりましたとは、一々交番なり警察へ行かぬと思うのであります。(笑聲)つかまつた者だけは、いわゆる否定面のみ。いわゆる犯罪のみ。が映画に直結しておるのではなく、反

射的には善行をほどこしておる青少年もあるということを各委員も御了解願いたいと思います。

結論として申し上げたいことは、映画製作者といはしまして、映画製作の影響力、映画そのものの影響力が重大であるということは十二分に痛感しておりますけれども、今申し上げた通り、五十本に一本か四十本に一本は拙劣なる技術のために表現が足りなくていささか遺憾に思う点もあるのであります、十二分に注意いたしまして、御当局なり、特に国会の法務委員の方々が御苦勞になっておりますところのこの当面の問題の亮春防止並びに青少年の犯罪につきましては、なお一そう留意いたしまして、私も製作者にこれを披露いたしまして協力することを申し上げて、何かの参考にしていただきたいと思います。

○三田村委員　ただいま高橋会長、永田社長から御所見を伺いました。非常に貴重なこととございました。私は具体的にしたいのでございますが、その前に、実は大映の永田社長は特に私が希求しておいで願ったのであります。それは特にお伺いしたいことがあっておいで願ったのでございますので、その点をまずもう一点御所見を伺っておきたいと思います。

私が申し上げるまでもなく、永田社長は映画製作者として非常に高い経験をお持ちでございます。それだけでなく、非常に広い範囲の交友をお持ちになられて、さらに一般の政治、社会、学術、文芸、そういった方面にも非常に御経験な御造詣が深いように私は承知しておりますのでございます。一体今の社会はどう

いう傾向にあるが、先ほど私は犯罪の統計を申し上げましたが、従前の犯罪者は消し去られて、たとえ人を殺す場合は消し去られて殺すとか、何か恨みを持って殺すとか、物欲のために殺すとか、こういうことが刑法上犯罪統計の上から見ても当然だったのです。刑法の書き方でもそういう建前で書いております。

委員長退席、高橋(祐)委員長代理着席

それから端的に言つて強姦とか強姦わいせつとか、こういう犯罪が行われる場合も、何と申しますか、その人の生活環境上相当同情に値する条件があつたのであります。ところが、最近の傾向を見ますと、いきなりやる。人を殺すことがきわめて簡単になりました。そのときの瞬間の衝動的行動とでも申しますか、きわめてあつさり殺してしまふ。殺す方の者にも、どうしてこゝういふことをやつたか、その原因と動機がわからないような場合がある。また、殺される者の立場になりますと、まことに迷惑でございます。昔の犯罪には非常に殘虐な殺人があつた。しかし、殺された方にもやはり何かそれだけの理由があつたのだらうといふ場合があり得たのであります。ところが、このごろはそうではない。いきなりやつてしまふ。その中に何があるのかといふと、私もこの問題についてはいろいろ考へて、いろんな統計を調べてみたり書物を読んでみたり、それだけでなくて直接に青少年に会つていろいろ話を聞いてみました。が、人生觀といふますか、ものの考へ方がきわめて變つてきておるといふことなんです。青少年の犯罪が戦前の五倍にもなつたといふことは、私はそこに二つの理由が

あると思うのであります。つまり、そう長い人生を楽しまうという気持を持たないのではないかと。たとえば、ギャング映画を見ても、今永田社長のおっしゃったように、これはまさしく否定的な立場からとるものであります。つまり、悪いことをする、警官に追つかかれ、追い詰められてピストルを乱射して警官を殺す、同時に自分も殺されるか自殺をする。青少年の目から見るとスリル百パーセントですね。その中にくみ取るものは一種のヒーロイズム、おれもやってみよう、何も頭がはげて白くなってよぼよぼになって腰弁をさげて苦しい生活をやっておる必要はないのだ、その瞬間のスリルを楽しむという気持が今の青少年の中にあるのです。十代の性犯罪でもそうなんです。従来の貞操観念なんかどうでもいいのだ、そういうことなんです。私も実は実際に友人に頼まれてあるお嬢さんの説教をやってみたことがあるのですが、おじさん何をおっしゃるの、私たちは三十にも四十にもなって家庭の苦勞をしようと思いません、青春を享樂することはわれわれの権利ですと言います。そういう社会的風潮がどこから出てきたかというのをわれわれは反省したいと思うのであります。今永田社長のおっしゃった通り、私は映画の与える悪い面、それだけをここに問題にするんじゃない、特に冒頭に私は申し上げましたように、そういう意味から皆様方の御協力をお願いしたいという立場であります。たとえば、明暗二つの話題とよくいわれる言葉でありますが、今東京の新聞の紙面をここ一週間くらいにきわめておる二つの大きな話題があります。一つは、十四

才か十五才かの少年がお父さんに会いにくるか何かの途中で七千円かその金の金をすられた。それが新聞記事になりますとたちまちにして三十五万の金が集まった。これは実にあたったか話であります。そういう一つの気持があるのです、国民の中に。今永田社長のおっしゃったように、孝行の話を聞いて、自分は自分の今までの考え方は違っておったんだ、親に孝行するんじゃない、人間としての生活の根底にある愛情と信頼がある、そういう気持に戻る者もあるのです。ところが、一面、同じような年配で二十一の矢野何がしは刑事を射殺してここ一週間逃げ回っている。けさの新聞を見ますと、警視總監は戦後最大の警戒隊を張っているという。これによってこの市民全体に与える恐怖の気持というのは、同時にこれによって使われる国家の費用——けさも出て参りますと、朝から警官隊が一ぱい街頭に配置されております。

〔高橋（前）委員長代理退席、委員長着席〕

この二つのものを見ますと、私たちはほんとうに考えさせられるのです。一つは、十何才の少年が七千何百円すられた、実にかわいそうだが、その孝心とまじめさに感動する国民の美しい感情がある。私はこの感情を生かしていくところ、日本の将来、文化的なほんとうの知性のある国を作る社会の新しい姿は生まれてくると思うのです。これは決して法律や命令で強制できるものじゃありません。現代の社会というものは法律や行政的処置では手が届かない。一番大きな、台所まで、国民の日常生活の感情の中まで入っていく一番

の手近い影響力を持つものは映画であります。そういう意味から、私は、この青春法案を契機としてできるだけ美しい、あたたかい愛情と理性によつて基礎づけられた社会構成を念願するがゆえに、皆さん方の御所見を伺い、また理解ある御協力を賜わりたい。つまり、法律や行政的処置では手が届きませんから、届かない面を一つ皆さんの御協力でごさいます。何も私は、道徳映画ばかり作っていただきたいとか、あんなにばかり作っていただきたい、とか、あたいたいと申し上げるのではないのであります。映画はすなわち娯樂であります。娯樂はすなわち人間生活の重要な部分であります。その人間生活の重要な部分に根強く入り込んでおる映画、その力というものは非常に偉大である、強い力のものであるという立場から、私は、少くともこの青春防止法施行に当って世上心配されておるようなことはなくしていきなり、なくするために、は、こでわれわれがその委員会に付託された法案を通すだけではない、法的処置、行政的処置だけじゃない、このだ、それ以上より大きなものがある。それは何か。人間の気持の中、頭の中に、日常生活の中にすなおに入り込めるものが必要なのです。それは何かというのを映画であるという立場からききようおいてを願ったのです。これは繰り返して申し上げますが、そういう見地から映画を通じてこれからどういことを皆さんの立場からお考え願ったらいいかというところが一点。

それから、今私が申しました、せつなな、直接行動的な、——ギャング映画そのものをまねるわけじゃありませんが、そういう気持がどこから一体作られたのか。若い二十才に満たない者がいきなり人殺しをやる。こでしはば問題になる少年法の問題でも、今は二十才未満が少年であります。実際は十八才以上になると犯罪の成年だとわれわれは言わなければならぬ。いきなりバンバン人殺しをやってしまった。こういう一つの社会環境がどこから生まれてきたのか。性犯罪が非常に横行したと参りました。先ほど申しましたように、最も忌まわしい強姦罪というものは、しかも年少者の手によって激増してきた。こういう社会環境というものはどこから出てきたか。こういう点について一つ永田社長のお考えがありましたら、私たちの法案審議のために、さらに青少年不良化防止のために、性犯罪をなくする、そういう一つのわれわれの態度の重要な資料として御所見を伺いたいと思ひます。

○永田参考人 私はただいま三田村委員の御心情に対しては全く同感なんでありまして、まことに非才で、明快に自分の考え方を披露できないことを残念に思ひます。あくまでもこれは私の個人的見解であります。私は製作者の一人として考えていることでもあります。結論においてはちろん映画の協力も求められる必要があると思うのであります。やはりそれは映画以前の問題でございまして、一言に言へば、道徳が低下しているのであります。結論においては、あらゆる階層のいかに問はず、わが国は道徳の高揚をはかななければいけないのじゃないかと思うのであります。それは何かと言へば、急がば回れで、結論においては私は教育でなからうかと思ひます。教育が、その学問が理論的であつたり、または昔で言う点取り虫的にだんだん変つて参りまして、いわゆる点数の上の者が秀才だ、点数の上の者が就職できるんだ、相も変らず教育家なりまたその関連者がそういうものの考え方をしているというところは、私個人は絶対的排撃なんでありまして、いわゆる学問も大切でありますけれども、人間を作る、すなわち道徳教育というものが現在の教育に欠けていると思ひます。でありますから、かような席上で申し上げてどうかと思ひますが、お互いがチャンスを得まして外国へ行つたときにわかるのであります。日本人の持つてゐる日常の道徳観念、道徳通念というものは、私は外国に通じぬと思ひます。日本の国内において、青少年の犯罪であるとか、たとえば青春防止法の問題がいろいろ叫ばれておりますが、その以前といたしまして、今日の善良なる日本人の持つてゐる道徳観念、道徳通念が果して外国に行つて通るか通らぬか。日本人だけに通用する道徳観念である。これも何かと言へば当然教育の欠陥だらうと思ひるのであります。でありますから、どうしてこういうような犯罪が日々増していく社会を撲滅していくかというところは、もちろん私も私どもで映画の重要性というものを考えると同時に、大いに警戒もいたしますけれども、抜本的な問題は私は教育だと思ひます。かようなことを言つてお叱りを受けるかもしれないけれども、自分の預かつてゐる子弟の教育並びにその道徳

の高揚なるものを考えないで、おのれの賃金だけにおいて教育家が——これは私個人の考え方であるけれども、教育家が自分の利益の方にのみ邁進して、子弟の教育を怠つておる。また、教育家と同時に世の家庭の人たちも、何かはき違ひの民主主義であつて、子供に一々注意をしたり、そういうことを古くさいことだ、子供に注意することは何か過去の親だと思われやしないかという錯覚に陥つておられやしないかという、私としては、これら二つを要するに、こゝに随所に現われてきた結論が、いろいろな面に思ひまわしい面として現われてくるのじゃないかと私は思う。だから、もちろん製作者といたしましては十二分にそういうような犯罪のない明るい楽しい人間社会を作るために努力したい、楽しい人間社会のためには娯楽として楽しく見れるような映画を作りたいということになお一そう留意していきたいと私は思つておりますが、何か、要するに製作者として道義的解釈としてどうしたらこういう犯罪が少しでもなくなるかという御質問でございましたので、その御質問に答えるほどの人格者でもないと思ふのでありますけれども、私個人の考え方からするならば、まず教育であらう、また家庭も子弟に対してもう少し愛情を持つて指導していつてもいい。すなわち、結論は、道徳教育ということが今日日本においては欠けておるのだ、かように私自身は思います。

○三田村委員 永田社長のおっしゃる通りだと私も思います。映画も一つの

事業でありましたから、事業として成り立つためには、やはり一般の観衆が見なければいけません。見るための映画製作、つまり映画にあるものは今の社会のあるがままの姿だということが言えると思います。永田社長のおっしゃる通り、道徳の頹廃がすなわちかくののちとき映画を製作せしめるという逆説になってくるのではないかという気がします。私はするのであります。結局は、幾らそういう暴力映画、ギャング映画を作ってみても、乱倫、性行為の映画を作ってみても、観衆がこれをひんしゅくする社会になれば、これは商売にならぬ。従って、なくなる。こういうことになるとなることは私もその通りだと思いますが、非常に困った問題は、この道徳的水準をどうして高めるか、これはひとり映画製作者にのみお願いをするわけにはいかないと私は思うのであります。実は私この間からいろいろな資料を調べてみたのですが、一つの雑誌だけでなくて幾つもの雑誌を私は見た。名前は申しませんが、ある相当著名な社会評論家で、文化人として相当名の通った人でありましたが、近ごろのような乱倫、性行為の乱行というものをどう思つか、こういうテーマで書かれた論文を見ると、性の解放は人間の解放だ、こう言うのです。これは当りまえのことだ、その中から新しいものが生まれてくるのだ、こういう御意見であります。これはそういう考えもありましよう。けれども、それは人間でなくて動物の社会に逆戻りするのです。人間が本能のおもむくままに行動することが人間性の開放であり、それが家庭の解放であり、封建的な秩序、道義、その縄絆からの解放であるという

ならば、これは人間の社会でなくて動物の社会だ。本能のおもむくままの行動であるなら動物の社会である。人間の社会で一番尊いものは愛情と知性だ」と思う。その愛情と知性というものを無視するような方向に社会の風潮がとらうと流れていくというところに私は問題があると思う。これはもとよりその映画製作者のみにお願いすることではない。永田社長のおっしゃる通り、根本は教育の問題であり、道義の問題であります。しかしながら、やはりそこに――私は永田社長に申し上げるのじやないですが、映画製作者全体にお願いをいたしたいのです。先ほど高橋会長のおっしゃったように、映画倫理規程は映画界におけるいわば憲法でありまして、まことにりっぱなものであります。この通りこれが守られておるならば、私は、ほんとうにいい映画ができ、芸術のかおり高い映画ができ、また人間社会にほんとうにすなおに持ち込み、人間の胸奥にある愛情と知性をゆさぶる映画ができてくると思います。が、実はそうっていない。私は、いろいろ差しさわりがありますから、会社の名前は申しませんが、ある会社ではギャング映画と性映画ばかりを作っておるような気がする。そういう感なきにしもあらずです。実はそういう会社の責任者にも来ていただいて相当私は強い言葉を使おうかと思つたのですが、いろいろな差しさわりがあるから遠慮をいたしました。が、高橋会長のおっしゃった、三十二年以後映画倫理規程が管理委員会の手に移って非常に皆さん御苦心になつておられる。その以後においても、先ほど高橋会長のおっしゃった新聞広告やポスターな

どのスチールですね、あるいはタイトルでちよつと読むにたえぬものもあるのです。私はずつとこれを新聞から調べたのでありますが、三十一年あたりはずいぶんひどいものがあるのです。まあその会社の名前は申しませんが、「悪魔の街」「地獄の札束」「逆光線」「満ちて来る潮」「太陽と薔薇」、これなんかタイトルだけでも気が悪くて読めません。「性と暴力と反抗に血ぬられた青春、金にあかせて遊び歩く太陽青年」、その下は気が悪くて読めません。「つゆのあとさき」、これなんかもひどいですね。「男を求めて夜」とあえて女給君江の激しい官能、そのあとは気が悪くて読めません。三十二年になってからもだいたいあるのです。「青春の冒険」——十代の性の危機、「肉体の悪夢」、「雌花」、「裸女と拳銃」、「十代の罟」、「燃える肉体」——「私は一体どういう女なのだろう。からだも心もやき尽す思い」と、こう書いてある。これは新聞に大きく書いてあるのです。これは永田さんの会社のある映画じゃないのですけれども、とにかく、もう見ているだけで——「女体は哀しく」、これはほんとうに気が悪いから読むのをやめますよ。「燃える肉体」、「心と肉体の旅」、「乳房と銃弾」、「童貞社員とよめき夫人」、「女王蜂」、これは高橋さんのおっしゃった一昨年の十二月に映倫の現在の機構が発足してからのものなんです。これは私は、ちよつと冒頭に申しましたようにあくまでも法律的規制は避けなければいけないと思います。映画倫理規程は非常にりっぱであります。しかし、これは、高橋さん先ほど御苦心を述べになつたように、罰則がないの

です。そうして、製作者は善意で努力しても、興行者は青少年向きのいい教育映画とあわせて、これは成年向きです、十八才以下は見ちゃいけません、と、わざわざポスターを張って、抱き合せてやっておる。こういうことがいいつまでも積み重なっていきますと、結局新しいいいものを、正しい、きれいな社会を作ろうという人間本来の知性ある要求というものが、何らかの制裁を設けろということになってくるのであります。そういうことになってくると、われわれの期待とまた逆にいくののです。そこに私は問題があると思うのであります。これは他の委員からもいろいろ御意見があり、またお尋ねがあると思いますから、私一人いつまでもしゃべっておることはやめますが、今私が一つ二つ拾い上げただけでも、せっかく苦心され、努力しておられます映画規程と全く一致しないものが事実はずいぶんある。スチールの中にも、タイトルの中にも、題名の中にもある、題名を見ただけでぞっとする。これは、私がぞっとするのじゃないのですよ。若し二十才前後の者が見ても、これはおやじさん気持が悪いなあと云う。そういう内容と全く違つたような表現——映画の規程を見ますとずいぶん嚴重な規程があるのだけれども、この通り映画を作られておるなら実にりっぱなものになると思います。が、そうでない現実がここにありますから、そういう点について一つぜひお考え願いたいことと、それから、何かこういふことについてのお手当はないものか。一つこの衡に當っておられる事務局長の池田さん——どなたからでもいいが、御所見を伺っておきたいと思ひます。

○池田参事人 私、適當なお答へができるかどうかは存じませんが、総括的にいろいろなことを御参考申し上げてみたいと思います。

先ほどのお話のように、映画はもろろん娯楽でございまして、これは御存じのように、世界で映画を作っておりまして、約五十、それから映画を上映しております国が、独立国と行政地域を集めまして約四百四十ほどございまして、これは世界の約八五%でございまして、現在では人類のあるところには映画があるというくらいに言われております、いわゆる人間の娯楽を満たすために映画がある。先ほど三田村先生のおっしゃったように、われわれの生活の中にまで映画というものが必須条件としてあるというところまで世界的にこれはなつてきたのであります。そこで、青少年と映画の問題というものは、日本ばかりでなく、世界各国とも廣くおる問題なのでございまして。

しかば、各国ではどういふような考え方をしているかというのを、ちよつと御参考申し上げてみたいと思ふのであります。日本では、青少年と申しますと、十八才、あるいは二十才くらいから、児童側から申しますと乳幼児までというようものを包括して、これを一様に考えられて、行政措置的なお考えのもとに、ある面においては、上と下の年齢層に対していろいろなお考えになつておる。ある層に對しましては、乳幼児に對しては、小学生というやうなものに對してはお考えを、持たないやうなふり、それらを、青少年対策といふに、日本ではこれを總括的に行政せ

られておるのであります。外国では、映画の場合、児童といふものと、それ以上といふものを、はっきりと分けております。大抵は映画の場合において、はまず第一に児童のための映画というものに、大きくウエイトをかけております。なぜならば、大人たちの娯楽は、私たちが日常感じておりました、いふんあるやうに思ふのであります。ところが、児童たちには、果して娯楽があるか、児童たちに果して十分娯楽を与えたか、社会は娯楽を与えているかと申しますと、不幸にして、私たちの知る範圍においては、おとなたちの持つ娯楽ほど子供たちには娯楽が与えられていないやうに見受けられるのであります。これは日本ばかりでございませう。世界各國とも、おとなの娯楽は十分ある、あるいは暗黒の娯楽もたくさんありますけれども、子供たちへ果して娯楽を与えたかどうかといふことになりまして、どこの国でもこれは与えていないといふことを、はつきりと白状してゐるのであります。従つて、先ほど永田さんもおっしゃいましたが、道徳教育にいたしまして、外国で現在叫ばれておられますのは、大きくなつてから幾ら騒いでも、しやうがないではないか、なぜ子供のうちに、はつきりとよい娯楽を与え、よき教育を与え、そして人間を築く基礎は子供のうちに、まず第一に与えなければならぬといふのが、今日叫ばれてゐる事実であります。

従つて、映画政策といふやうなものと、それと、大抵の国におきましては、児童対策といふ面、十六才以下、以下の対策に、國は非常に協力しております。その辺に十分に注意をして、そして十五、六才から社会と

連関性を持ち、社会に送り出す。それ以前に、どうしても人間本来のすべてのものを築いておかなければならぬ。そうしなければ、社会に出て社会の抵抗にとうていこたへ得ない。そのためにはどうするかといふことで、児童への娯楽という面に対して、映画を使つてこれを非常に推進することを考へております。

それは映画の問題でございまして、それならば、子供たちのみに見せる娯楽映画が世界各國でできてゐるかどうかが、これはできていないのであります。日本でもできていない。世界どの國でもできていない。これではいけない。何とかして各國でできてゐる國々の娯楽映画をお互いに交換し合つたならばどうか。現に歐洲などでは交換し合つて行われております。國が関税措置法によつて関税を免れ、そして、文化交流といふやうな面でも、児童映画の交流といふやうなことの特別の措置を講じて、歐洲あたりでは交換し合つて、子供たちへの映画を提供することを考へております。これに對しまして、ユネスコ運動の一つとして、児童映画センターといふやうなものを、作りまして、日本にもこれは勧告されておられます。日本でも児童映画センターを作らざるべしであるという勧告が日本政府にきております。それはどういふわけかと申しますと、生産者のみを責めてもこの問題は始まらないのである。なぜならば、生産者は國民の娯楽として映画を製作されるのであつて、國民の中には種々雑多な各層があるので、児童のためのものは考へていない。もともと主として大多數の觀客層を選んで映画とい

うものは製作されるのでございまして、ともすれば子供のことを忘れがちになる。従つて、これは生産者のみその罪をなすりつけてはいけません。ところが、指導者といふものは指導者だけで浮いてしまふ。これは、生産者といふ何らかの連関性を持たないで、指導理念だけで御議論なさる。今度は利用者ですが、利用者の方は利用者の方で自分勝手なことを考へておるから、利用者も指導者も生産者も、この三つのものがあつても一致しないではないかといふことで、たとえば児童映画センターといふやうなものを作る場合においては、生産者と指導者と利用者、そして、いふふやうなものが、フイフイ・フイフイ、五対五、一対一の割合をもつてこれを作り合はなければ、とうていこの効果はあがり得ないではないかといふのが、ロカルノとかエジンバラとかパリとかいふところで開かれました會議の結論でございまして、生産者のみへ責任をかぶせてはいけません。指導者も利用者もともにこの仕事を推進しなければならぬ。現に、この十一月日本において國際児童福祉大会がございまして、そこでも大きな問題として取り上げておられますのは、よき家庭、つまり家庭の連帯性、家庭がもう少し子供たちに連帯性を持たなければならぬ、どういふ家庭が連帯性を持つかといふことについての會議をなさるのでございまして、世界各國でもやはり家庭の連帯性といふやうなことが非常に叫ばれております。従つて、よき家庭からよき子供たちが生まれるといふやうなことが日本でも、ほつぽつ言われておりますが、家庭の連帯性といふやうなことも現在叫ばれておる。

のであります。従つて、ただいま映画界でとつております青少年対策が完璧なものとは申されません。しかしながら、何とかして映画界だけでもといふ考え方から、昭和三十年内閣の青少年問題協議会においていろいろと策をお施しになられる前に、われわれは考へて、せめて青少年映画対策といふものを研究して、現在のやうな手段をとつておるのでございまして。なおかつ、先ほど高橋委員長のおっしゃられたやうに、これに對しては特別なる委員會を設けて、日々研究を続け、何とかしてせめて映画界だけでもこの問題を解決するやうな方法をとりたいといふふうに、私どもも側面的に御協力申し上げておるのであります。

それから、売春の問題でございまして、これは、先ほど永田社長のおっしゃられたやうに、二十四年にわれわれが倫理規程を作りましたときにすでに売春は正当化しないといふことをまず第一に掲げました。売春は正当化しない、そういう觀念でずつとやつてきておりました。売春を否定するといふことでございまして、画面の中に売春行為などいふものもございませうし、売春といふものに対してよしんば社会の事象としてこれを取り上げ、あるいは文芸作品といふやうなものからわれわれは題材を得たといひました。でも、その場合においてはこれを非常に批判的に取り扱う。つまり、否定的に批判的に取り扱わなければならぬ。批判を加えてそして反省を求め。それから、もう一つ、これはついでに申し上げておきたいと思ひますが、世界で今ほつぽつ叫ばれておりますの

のであります。従つて、ただいま映画界でとつております青少年対策が完璧なものとは申されません。しかしながら、何とかして映画界だけでもといふ考え方から、昭和三十年内閣の青少年問題協議会においていろいろと策をお施しになられる前に、われわれは考へて、せめて青少年映画対策といふものを研究して、現在のやうな手段をとつておるのでございまして。なおかつ、先ほど高橋委員長のおっしゃられたやうに、これに對しては特別なる委員會を設けて、日々研究を続け、何とかしてせめて映画界だけでもこの問題を解決するやうな方法をとりたいといふふうに、私どもも側面的に御協力申し上げておるのであります。

それから、売春の問題でございまして、これは、先ほど永田社長のおっしゃられたやうに、二十四年にわれわれが倫理規程を作りましたときにすでに売春は正当化しないといふことをまず第一に掲げました。売春は正当化しない、そういう觀念でずつとやつてきておりました。売春を否定するといふことでございまして、画面の中に売春行為などいふものもございませうし、売春といふものに対してよしんば社会の事象としてこれを取り上げ、あるいは文芸作品といふやうなものからわれわれは題材を得たといひました。でも、その場合においてはこれを非常に批判的に取り扱う。つまり、否定的に批判的に取り扱わなければならぬ。批判を加えてそして反省を求め。それから、もう一つ、これはついでに申し上げておきたいと思ひますが、世界で今ほつぽつ叫ばれておりますの

のであります。従つて、ただいま映画界でとつております青少年対策が完璧なものとは申されません。しかしながら、何とかして映画界だけでもといふ考え方から、昭和三十年内閣の青少年問題協議会においていろいろと策をお施しになられる前に、われわれは考へて、せめて青少年映画対策といふものを研究して、現在のやうな手段をとつておるのでございまして。なおかつ、先ほど高橋委員長のおっしゃられたやうに、これに對しては特別なる委員會を設けて、日々研究を続け、何とかしてせめて映画界だけでもこの問題を解決するやうな方法をとりたいといふふうに、私どもも側面的に御協力申し上げておるのであります。

は、映画を見た後の五分間を大事にし、てもらいたい、つまり頭の中に映像が残っているときに、指導を与えれば、すべての映画は教育的価値があるという事でございませう。犯罪映画を見ようと言ふ映画を見よう、それを見た後の五分間において、だれかがそれに対して話し合つて、よき方向を与える。それを見た者の脳裏に映像が残つておる、その残つておるものが消えないうちによきものだけを残して悪いものを取り除くような指導をやる、つまり話し合いをするような方法はないだろうか。と申しますと、これは、よき友だちであるとか、あるいは家庭であるとか、お父様であるとか、お母様であるとか、お兄様であるとか、お姉様であるとか、あるいは教育を預かる人であるとかが初めてなすことのできる仕事だと思ふのであります。が、そういうことも現在非常に叫ばれております。映画を見た後の五分間を大事にする、そういうようなことも外国では一つの運動として展開されております。

それから、先ほど三田村先生からもお話がございましたが、日本でもほとぼつ方々で叫ばれておりますよき映画を見る会、つまり、よき映画だけを、母の会とか婦人会とかいう方が、各地域の児童福祉審議会とかあるいは青少年問題協議会とか教育委員会とかと提携いたしまして、よき映画をできるだけ子供たちに見せるような方法をとりたい。よき映画を見る運動というよりなものが地域社会的に非常に取上げられておりますが、これらの運動が大きく展開されれば、おのずからそういう問題が解決していくようにも

私は考えるのでございますが、そのときにお母様方がまず第一に心配になるのは、青少年の青の方じゃなくて、自分たちの子供、自分たちの言ひなを聞くせめて中学生くらいの子供たちのことだけが御心配になると見えて、そういうことだけお考えになつておられるようでございますが、私たちが——私たちが申しますよりも、つまり児童映画政策というよりなものがはつきりと確立されていけば、そこで、社会に送り出す場合においてもいかなる抵抗にもこたえ得るよき青年が作り得るのではないかしらというふうにも私は考えておるのであります。これは私だけが考えておりますこととでございますが、御参考にお供したいと思ひます。

○町村委員長 阪田参考人。

○阪田参考人 ただいま宣伝のことにつきまして御意見がございましたが、宣伝のことを少し御説明申し上げますと、映画宣伝広告規程というものは旧映連の時代からありましたが、これは、旧映連の時代に、主として映画審査という方に重点を置いてやつておりました関係上、少しくこちらの方が手薄になつておりました。現に、先ほど高橋委員長のお説明がありましたように一人の審査員でやつておつたというふうな状態でございましたので、昨年はいささかそういう点で不備があつたかとも思われるわけでございます。しかし、この宣伝広告規程と申しますものは、これは適用してやつておるものではございますが、何しろ映画宣伝広告というものは映画を見ない人々も一応は目に触れるというふうな関係から、もともと嚴重にやらなければいけないものに違ひなかつたのであります。

が、一方また映画の宣伝をする方の立場になつてみますと、一番いい宣伝をするということとは一番お客の来るように宣伝するということとでございませう。勢いお客がどういふところに魅力を持つたかというところに重点を置いて宣伝されるわけで、ここに大へんむずかしいところがあると思ふのであります。それで、私の方では、現況といたしましては、スチール、ポスター、それから宣伝ジャック——ジャックと申しますのは宣伝に用いる文章でございますが、これを一応公開いたします前に御提出願ひまして、その個々について審査をいたすわけでございませう。これがそのままでござつて世間に出ますときには別に問題がないのでございませうけれども、地方の興行館その他へ参りますときに、これに多少のアクセントがつけられて、宣伝文となりあるいは広告看板となる場合がございます。そして、そういう点にも少しわれわれの研究の余地があつたという事で、その点でいろいろこのごろ研究いたしております。また、地方の各地興行館も、最近におきましては環境衛生法による組合がござります関係上、ただいまよりもつとほつきりしたわれわれ映倫との協力体制というものもござりますので、いろいろ相談して、これからそういう面の誤りのないようになつてやつていきたい、こういうふうな思つております。

それから、題名でございますが、題名につきましても、これも映画を見ない方にも一応批判の対象となるものでございませう。また、題名がどういふような題名であるために、内容までそれを前提として解釈されるきらいがございまして、たとえば、題名は申し上げられませんが、肉体の云々というよりな題名でございますが、内容はベッド・シーンなどは少しもなかつたというにもかかわらず、新聞などにベッドシーンが十もあつたというよりなことを書かれたものでございませう。これなどは題名がすでにして内容を決定してあると思ひますので、そういう題名を注意しようという事で、題名については特に十分な留意をして審査しようという事で、これは高橋委員長から本年度の重大なる施策として提案されたところのものでございませう。

それから、暴力問題でございますが、たゞいまお話にありましたギャング映画等でございますが、暴力の描写というよりなことにについてはかねがね大へん留意をいたしてやつてきておるのでございませうが、ギャング映画は、もともと私どもの方では、審査の態度といたしましては、悪漢がヒロイックに活躍するといふところはできるだけ押えるという態度をとりまして、そのかわりに、審査の方向といたしましては、警察の活動という方面に重点を置いて、むしろギャング映画は警察力の強いところを十分に見せてもらふ方に重点を置いてやろうというところをやつておるのでございませうが、その限度がまたむずかしく、よく見ていただかなければその点がわからぬというのでは困るので、その点を十分吟味してやつていきたい、そういう考えでございませう。

その他、暴力問題に関連いたしますが、やれどもその他に關しましておきまして、さきに述べましたような売春街を取り上げた映画とか、あるいはやくざものとかいふたようなものは、大部分成人映画として取り扱つておるような現況でございませう。大体、

先ほどお話がございましたように、これは、高度のねらいを持つ映画におきましては、あるいは青少年に多少刺激のある場面がある、これも認めざるを得ないのでありますが、その場合には成人映画といふことはやむを得ないとしても、そのほかのものに對しましては、できるだけ成人映画といふものを少くするよう方針でいきたい。一方、青少年にぜひ見せたいという映画を推薦いたしまして、それを関係各方面の御協力によりましてできるだけ大ぜいの方にごらんを願うということになりますと、勢い製作者側でもいろいろものを重点において製作されるということになりまして、見られる方でもこつちの方に重点を置いて見られることになるというものが、われわれどもの青少年対策の一環としてやっております。

大体以上でございます。

○町村委員長 だいぶ時間も経過いたしましたので、御質問もお答えもなるべく簡潔にお願いいたします。

○三田村委員 最後に私の希望意見を申し述べて、特に御出席願った永田社長の見解をもう一度伺っておきたい。それは映画の及ぼす社会的影響、これは先ほど来繰り返して申し上げましたから、これ以上申し上げませんが、ことに政治に及ぼす影響です。これは非常に重要でありまして、この点ももちろん十分お考えのことと思いますが、一、二の問題を取り上げて申し上げますならば、よく映画に代議士、政治家が出てくるのですが、出てくる者は悪玉代議士ばかりなんです。汚職をやつてつかまつていくとか、めかけ狂いをしておる者とか、こういう者はば

りしか映画には出てこないのですね。それによつて、何だ、代議士、政治家は、実にきたない、いやなものだという考えを与える。おとなしいのです。ことに青少年に對する影響は大きいと思うのです。もとより、代議士、政治家、われわれの仲間にも、私自身も最も不完全な人間であります。私自身いろいろ指導に値する者もありません。しかしながら、それは全部じゃないのです。ところが、映画に現れてくる代議士、政治家といふものはほとんど悪玉のやつばかりです。一体、政治に對する認識、啓蒙、知識の足りない青少年にどういふ影響を与えるか。ことに、非常に純真、純潔を尊ぶ婦人層にどういふ影響を与えるか、これが私は非常に重要な問題だと思つております。今の日本で何が中心かといえ

す。私は、全部議員といふものはりつぱなものだといふ映画を作つていただきたいとは申し上げません。けれども、悪玉議員もあるが、ほんとうに国民のために、人民のために、民衆のために真剣に努力している議員もあるのだといふ映画がたまに一本くらいできてもいいと思つております。全然ないのです。これは一つ私はお考え願いたいと思つております。一つ率直に私は申し上げます。そういう点に對して、永田社長あたり非常に幅の広い知識をお持ちなのです。映画製作のヴェテランとして御所見がありましたら、私の最後のお尋ねとして伺いたいと思つて

とができると思つております。これは代議士各位を軽べつてもいたしておりませんし、また侮辱もいたしておりません。ただ、たまたまその場面に登場されてきた。それは昨年の秋作りました「夜の蝶」といふのがございます。これはきょうの日本の銀座を描いたわけでございます。ところが、これは演出力もよく演技力もよく、色彩もよく、すべての点において申し分のない一流の映画だと思つております。ところが、これを自信をもつて外国に持つて行く、ここに、三田村委員、問題があると思つて

いたであらう、こういうことであります。それと同じことが言えると思つてあります。今、三田村委員がおっしゃる通りに、あえて国会議員の方だけじゃない。最近はいくらもなりましたが、検察当局、検事が出てきたら悪いことにはきまつておる。警察が出てきたらそれは警察官が大へんに悪い。こういうことはもう今や古くさいのです。でありますから、十二分に留意し、また、そういうようなものを何か得意がつて作つておる者は大したことはない人なのだ、こういうふうに一つおあきらめ願ひたいのであります。

○町村委員長 猪俣浩三君。

○猪俣委員 永田さんのお話を聞いておると、映画の倫理性の前に道徳教育がなつておらない、資金なんか要求しておる教員なんかけしからぬ、それからまた、悪政治家といふのは監督が権力者に反抗する趣味からやるのだという

ようなことになりまして、永田さんはりつぱな映画製作者であるからさういふ批判をなされるかもしれないが、私の見るところは、現在の日本において、映画製作者と申しますか、映画企業と申しますか、このくらしい自由商業主義の弱点を多数持つておるものはないと思つて

現われが映画会社にあるのではないかと。それは例が幾つもあると思つて

ございます。このくらしい競争が激しく、このくらしい他を圧迫して自分だけもうけようといふものはない。それはスターの引き抜き戦によく現れておる。私は高千穂ひづるという女優の話

を聞いた。これは実に憲法違反、人権

じゅうりんです。かようなことをや

つ

て金もろけ主義に狂奔しておる。こういうやり方で果してこの映画に倫理性なんかを要求できるかどうか。

私はこれは高橋さんにお聞きしたい、今から八、九年前に衆議院に文化委員会というものがありました。私はちょっとその委員をやつておいた。あるいは十年くらい前になるかもしれない。ここにいらつしやる池田さんが何か映画関係の責任者であられてやはり出て来られた。そのときも、何とかして映画を倫理的に向上してもらいたいというのを強く要求いたしました。しかし、自來さつぱり成績があがつておらない。そのときはやはり活動資金が映画製作者から入つておるからという理由でありましたが、それは、高橋さんのお話を聞くと、相当改善せられてきておる、そうして新しい映画では相当成績をあげておられるという事で、大へんけっこうなことであります。先ほど池田さんが言われたように、人類のあるところに映画ありというくらい大衆性を持つておる。大衆に対する影響力というものは絶大であります。これはある面においては実に映画というものは権力にも対抗するだけの絶大な力を持つておると申さなければならぬ。そこで、不良少年問題なんかに対しても相当の責任があると思う。力のあるところ責任があります。さつき永田さんのお話では、いい面も大いにあるという。それはそれでよい。九人の孝行息子が映画によつてできるかもしれない。しかし、一人のピストル犯人が出たら、それはいけない。九人の人の健康には向く薬であっても、何か体質の違つた者に飲ませると、それがたちまち死ぬ

ようなものであるならば、一般市販はさせられませんか。だから、映画のいい面はわれわれは否定するものではありませんが、毒になる面につきましては、極力これを排除するようにしなければならぬと思つております。

そこで、私は高橋さんにお聞きいたしますが、あなたは公平に判断なされて、こういう大衆性を持つ、いわゆる公共の福祉に絶大な影響力のあるマスメッセージの中心機関であることに中しても差しつかえない、やうなことを、むしろ新しい新聞、雑誌なんか読めども映画を見ない青少年はいないものでありますから、その意味において、これはもう社会教育としてトップを占めるのだと思つて、それだけの責任がやれる映画会社になければならぬと思つておるが、果して今日のやうな商業企業の最先端を行つておるやうな、女優の引き抜き戦術に現われるやうな、かような醜態な競争をやつておるやうな、かような企業形態において、その倫理化を求めるといふことは、木によつて魚を求めるといふことではないかと私は考へるのですが、こういう企業形態に対して何らか映画に倫理性を盛つてもらつて社会教育機関としてのほんとうのいい面を十分に発掘させるには、この映画製作に對して、公共性といふんですか、私は一つの国家管理まではないかぬでもない。(笑聲)国家管理まではないかぬでもないが、政府なり国家なりがもう少し力を貸して、いい映画を作つたものに対しては、あるいはそろばんがはじけないやうな場合には、これに對して相当の補助をする、——自民党が絶対多数を持つておる現在においてすぐさまわれわれの考へるやう

なものではないと思ひます。が、さしあたり、そういう特別な大衆をよりのいい方面に向上せしめるやうな映画を作つた者、また映画に對しては、何らかの賞賛の道をここに与えるやうなことを行政的に考へてほしいのじやないか。また、今の企業としての映画会社に対して、やはり公共の福祉の観点から、その経営について多少の企画性なり指導性を持たせる必要があるのじやないか。そうじやないと、映画を作つて皆さんがどんなにお骨折りになつても、今三田村委員が指摘するやうなことがなかなか絶滅できない。それが本質にあると思つておる。本質を顧みないでただやつておつたつて、おきなりになるのじやないか。これに對して高橋さんの御見解を承わりたいと思ひます。

○高橋参考人 ただいまのお言葉でございします。私、就任の際に製作者そのほかの方々のお集まりになりましたところに出席いたしました。申し上げたことでもありますが、映画界にはさまざまの競争の旋風が吹きまわつておる、ほとんどカッター・スト・コンペティションと言つてもいいやうなああましい競争のあることを聞いておる、これはまことに遺憾しくなつておる、しかしながら、戦争に従事しておりまするものに職業的な軍人、あるいは戦争のもつぱら行方なところにおした封建社会というやうなところにおきましてだんだんその間に武士道というものが発達してくる、今はただ利を得んとして進んでおられる諸君、その間に一種の道がある、当然守つていかなければならぬ倫理、道徳の道があるというところから、封建

時代の武士の武士道とは違つた資本主義時代の新しい武士道、町人道とでも申します。か、新しい騎士道と申します。か、こゝろのものがだんだん発達してくることを私は信じて疑われないのである。——あまり功利主義に走りまして、そして目先の見えないことをやる、ただいまお話のありました暴力による性行為であるとかいふやうなことを題材にして、あるいはこれを極端に表現したものでありますならば、映画がこれこれ以上一般社会がこれを排斥するに至るであらう、こゝろのものをだんだん見なくなるであらう、こゝろのことが考えられないであらう。か。そして、一般社会の道徳的水準を向上させるに役立つところのものが喜ばれる、そういう時代がやがて来るのではない。最近方々において推賞せられた映画などを見ますと、いづれもそういう倫理性に根ざしておるものであります。こゝろのものが果してお客が多く来るかどうか。これは一概には言えないのであります。か、とにかく、世間で評判のいいものは、この倫理規程から申しましてまた非の打ちどころのないものである。まただんだんこゝろのやうなふうにならなければならぬのではない。また、あまり残虐なものなどを取り扱ひましたものも、戦後においては喜ばれたかもしれませぬが、だんだん社会秩序が整つて参りますと、こゝろのものは喜ばれないのじやないか。永田さんはただいま夜の蝶の例を引いてお話になりましたが、これは結末がはなはだ、何と申しますか、残虐と申します。か、自動車がつつかと申すこと、で終つておるやうに記憶しております。私、だいたい

前に見ましたので、はつきりいたしておりませんから、間違つておりましたらごめんこうむりますが、こゝろの悲惨な結末をつけておる。まことに芸術的なつばなものであることは私もこれを認めるものであります。か、こゝろが、これはあまりに悲惨だといふので映画じやございせんが新劇でこれを取り扱ひましたときには、両方のマダムに子供があつてこれがめでたく結婚するといふめでたしめでたしに終つておる。これはごく浅いものであつたかもしれないのであります。か、こゝろのふりにいたしまして、あの「夜の蝶」に現われたぐらゐの程度のものであります。でも、残虐が喜ばれなくなるといふやうな傾向がだんだん現われているのではない。か。このごろ見ておりますと、たとえば「純愛物語」といふやうなものが大へんに推賞されておるものであります。か、これなどによりまして、純粋の愛といふものの美しさは決して暴力行為によるいゝ肉欲の満足などにとつて比較すべくもないものであるといふことをじゅんじゅんとして教へておるのかとよく見受けられるのであります。一年二カ月の経験でございしますから何とも言えないのであります。か、こゝろのものがだんだんふえつつあるのではない。か。また、ふえつつあることを望んでおるのであります。

それから、われわれはこの倫理規程にもうたつてあります。か、今後日本に行くべき道は民主主義を除いてないのである。こゝろを考へておるのではありません。そしてまた、この民主主義の政治の中心となるところのものは国会である、国会の議員諸君は国家における

最も貴重な役割を演じておいでになるものである、もしこの民主政治を否定する、あるいは国会を冒瀆するといふようなものがあるならば、それこそまず第一に映倫管理委員会におきまして削除を命ずるとかあるいは全然こゝろを申さなければならぬものと思ふのでありますが、どうもそういうものにはまだ私もほんとうにぶつかった経験がないのでありまして、かつてある劇場で行われました「赤い絨氈」のやうな映画が企画せられたことを聞きませんので、映画製作者におきましては、そういう考えはないのじゃないか、あくまでも今の民主主義を尊重させていく、そういう考えでやっておられることは確かではないかと考えております。やがてこの映画会社の営利主義と国民道徳の水準向上ということが一致する将来をわれわれ念願いたしまして、でき得る限りのことをいたしたいと考えておるのでございますが、何分微力のことでございますので、どうぞ一つ御援助いただきたいと存ずるのでございます。

○猪俣委員 それから、これと関連するのですが、一体これは、やはり映画の商業戦術、自由競争からくるところのいわゆるスターの製造、スターの引き抜き戦術と申しますか、それがために非常に値段が高くなる。とにかく十九や二十の小娘が、スターともなると月収何百万円。もちろんそれはそれだけの天分があると言へばそれまでであるが、これは天分ではないと思ふ。五十年、六十年、歌舞伎の道に精進された俳優が相当の収入を得られることに合点がいきます。しかし、十九や二十

の娘、ちよつと器量がよくて何か要領のいいやうな者がたちまちにしてスターになつて、そしてこれが何百万円。これは常軌を逸しておると思ふ。商業企業の欠陥から生まれた片寄つた収入だと思ふのです。かようなことをやるから、従つて相当な収入をあげるにければならぬ。相当な収入をあげるには、大衆向きの、一等大衆が飛びつくやうな性の問題を扱わなければならぬといふことになつて、映画の製作者は映画を売らなければならぬ。ところが、地方の映画館なんというものは、やはりあんちやんたちが喜ぶやうなものではないと買わぬといふやうなことから、やはり売らんかな主義になる。それも、生産費がかかり過ぎるその原因の一つに、こゝろに不当な収入をお互いに許しておる。これはあまりに無統制な競争からくるのじゃないだろうか。ものには大抵の常識があります。二十や二十二、三の小娘が何百万円という収入。われわれ国会議員の収入が多いの少いのと言つたつて十万円にならない。これはあまりに不当過ぎます。これは全く商業企業の弱点だと僕は思ふ。これからすべての百弊が起つてきておる。こゝろに直さなければならぬ。いかに高橋さんがそのうちに商業と倫理がマッチするだろうと言つたつて、なかなかこれは容易でない。そして、三十年、五十年先の日に不良少年が續出してしまつたら何にもならぬ。われわれは今当面の問題としてどうするかを切実に考えているわけでありますが、これもまたなかなか一朝一夕にはできないと思ひます。こゝろにスターの製造、スターの引っぱりつこ、そしてべらぼうに高い報酬。高橋

さんはほんとうの日本代表のジェントルマンでいらっしゃるが、あなたの良識で判断して、これが一体相當なことか。何かゆがんでることじゃないか。どうか。私自身がひがんだ感で言ふのかどうか、私にもわかりませんが、あなたの御意見を承りたい。池田さんの御意見でもよろしい。こゝろにばかな話はないと思ふんだ。

○池田参考人 これは、私、自分自身が扱つておる問題ではございませんので、スターの問題は、だれがどのくらい取つてゐるかといふことは存じませんけれども、普通の賃金から見たら非常に高いといふ考え方がこの社会でもおありになるし、どこの議論でも出て参ります。これは、私どもの方、つまり映画の製作から申しますと、なるほど非常に大きなウエイトを占めておりますので、高いに違ひないと思ふのでございますが、いわば一種の生産資材の要素を多量に持っているわけでございます。よき資材を集めて映画を製作していくためには、その資材には大きな金を払ふといふやうな考え方から、よき資材を求めるために少しづつ少しづつ上つていったのじゃないかと思ふのであります。産業的な面から見ますと、なるほどウエイトは非常に高いのでございますが、それは一面においては人的資材が少いといふことも言へると思ふのであります。また、大衆を迎へ得る、喜ばせ得るというやうなこともいろいろ計算されて、そのくらいな金は払つてもいいのではないかしらといふふうに計算されて、そして払われているんだと思ふのでございます。しかしながら、映画製作者の会合などにおきまして

も、何らかの方法で解決しなければならぬのではないかと考へ方はないなにも持つておられるのでございますが、現段階におきまして、それならばどのように解決するかといふやうな方法はまだ出てはおりませんけれども、やはり常にいろいろの会合の席上においてこの問題に対する解決の研究といふことはなされつづあるものであります。

○町村委員長 高橋一君。高橋(副)委員 私は、参考人の方々に御出席になつておられますから、政府側に対してまずその所見を承わつておきたいのであります。と申しますのは、申し上げるまでもなく、日本国の憲法第二十二條は国民に職業選択の自由を保障しておるのであります。そこへ持つて参りまして、さらに憲法第二十一條は表現の自由を保障しておられます。そして、「検閲はこれをしてはならない」、こゝろに規定をしておるのであります。こゝろに規定の上になつて、映画の問題についてどういふ行き方をするかといふことは、私はなかなか困難な問題があると思ふのであります。映画または映倫がこの問題と取組まれて今日まで相當の成績をあげてこられたと思ふのであります。ただ、私どもが、今一般的に青少年犯罪の増加といふことだけを見て、兇暴防止法の完全実施を前にして一番心配しておることは、この兇暴防止法全面実施によつて、善良なると申しますか、一般の婦女子、これまで兇暴関係の従業者等の経験を持たない人たちに對する性犯罪が増加するのではないか、これは、ひとり私

どもだけではなくて、一般国民がその点を心配しておるわけでありまして。そして、映画が、これはいろいろ議論があるでありまして、けれども、私どもの見るところでは、青少年犯罪、特に青年の性的方面の刺激に大きな影響を持つておつて、それがいろいろ性犯罪を誘発する——もちろんこれだけではありませんけれども、これが一つの大きな原因になつておるといふやうな考へを持つておるわけでありまして。そこで、考へてみますのに、映画を製作してはならない、あるいはまたそれを検閲するといふやうなことは、憲法の精神とにらみ合わせでなかなか容易な問題でない。これは後に研究する問題として、まずさしあたり、この際、青少年に非常に悪影響を及ぼすと見られる映画、これは先ほど来お話のありました映画審査規程等にも明らかにしておりますが、たとえば劣情を刺激するもの、あるいはまた兇暴を正当化するやうな傾向のあるもの、そういうものを年令で区別いたしますと、さしあたり十八才以下の者にはこれを見せはならないといふふうに規制をすることができれば、この問題を解決するのに非常に役立つものではないかと考へられるわけでありまして。もちろんこれについても異論はあるとは存じますがけれども、まずこの際、政府、ことに本日御出席の竹内刑務局長は、今申し上げたやうな趣旨の規制が立法上なし得るものであるといふ御意見であるかどうか、これを一つ承わつておきたいのであります。

○竹内政府委員 高橋委員の心配の点は私もよく同感でございます。特

に青少年に対しましてある種の映画を見せないように法律的に措置することができるといふ点でございますが、現在、現行法のもとにおいてそのような規定は存在しないのでございますけれども、地方によりましては、地方の条例によつて制限をしておる個所が何箇所かあるようでございます。このことは、法律的規制が、わが憲法下全く不可能な問題ではないと私は考えておりますが、これを中央において全国一律の法律で規制するかどうかという点につきましては、なお若干の研究を必要とするのでございまして、私どもの手元において、各地方で実施しております状況等をただいま検討しております。

関連を持ってくるのでございまして、これがひいてたゞいま御提示になりました憲法第二十一条の規定に關係を持ちますので、これは慎重に検討を要する問題であるというふうに考えます。

○高橋(禎)委員　私も、この青少年が日本の次の時代を背負う者であり、そして、今統計を見ますと、先ほど三田村委員が示されたように、これも実に憂うべき状態にあると思うのであります。それにさらに売春法の完全実施を行うということになりますと、先ほども申し上げたように、國民は、一般婦女子に対する性的犯罪が増加するのではないかという非常な心配をする。しかも、その原因の一つの中に、この映画といふものが考えられておるわけであらう。

もとにおいて、現在の映画がどのよう
に青少年に影響を与えていくであらう
かという具体的な条件のもとに考える
場合と、本来娯楽としての映画の持つ
大衆に訴える大きな力というものを抽
象的に考えて、その青少年に及ぼす
影響という、この面から考えられる
と思うのでございますが、前の、本質
的にはほど重大でないと思われる映
画が、あるいは具体的な影響、具体的
な支配取締り下においてある種の影
響を持つということは、これは十分想
えられるところでございます。本質的に
も、映画が、われわれの目から見まし
ていかにと思われる映画がありますこ
とは、たゞたゞ私どもの立場として呼
びかけておるのでございますが、さら

るわけです。そこで、性的犯罪による被害というものが非常に多くなりますというところに関連して、私どもは映画の問題を取り上げておるわけでもあります。映画は、もちろんどの映画でも、私はいい面と悪い面があるように思ふのです。これは見方によることでもありますし、見る人のいろいろの思想、道義觀念というようなものもございしますが、しかし、今の国民の常識としては、映画の中には、これを青少年に見せるに非常に性的刺激を与えて性犯罪の原因になるようなものがあるのだという、こういう考えを持っておるわけがあります。

そこで、先ほど刑事局長にお尋ねをして、お答えを得ました点に触れるわ

な面が解決されないで、その悪弊というものが非常に助長されていくということになりますと、寛刑法の実施というものは不成功ということに国民の側から声が起ると思うのです。もしそういうことが原因いたしまして逆戻りをするようなことがあつたら、私は大へんだと思ふ。何と申しまして、寛刑法止法の実施というものは、いわば大きな革命でありまして、非常に高い理想を持って国民がこれを要望して制定された法律は、どこまでもりっぱに成功させたい、健全に発達させていきたいと考えておるのであります、その間に映画の役割というものが大きい意味を持つわけでありますから、今の点について御意見を承わりたいと思ひます。

○高橋(讀)委員　今、各地方によって
は条例をもってこれを制限したところ
がある、ところが国の法律としてこれ
を統一することには少々疑問の
面がある、こういふふうなお答えであ
りますが、どういふことが心配になる
のですか。私は、地方の条例によつて
これを取り締つておる場合に、先ほど
来申し上げたような意味において国の
統一法としてこれを規定するというこ
とがなし得るかいなかということにつ
いての疑問はないんじゃないかと思ひ
のですが、どの点を心配していろいろ
御研究になっておるのですか。それを
承わります。

す。その際に、これに対する対策をわづらちよすするということがあつたり、政府が責任のがれをするというように、なことがあつてはならぬと思う。映画の本質と関連して云々というお話であります。政府において、現在の映画の中に私どもが心配しておるような映画がないというふうなお考えであるかどうか。いわゆる、どれがいい映画である、悪い映画であるかということの、その判断がなかなかつかねるから、そういう制度を設けることは心配であるというふうな考えの前提になつて、現在のまま放置しておいても心配はないというふうな、考えてないとい

に、青春防止法施行後の映画と青少年との関係については非常な関心を持っております。現にそのような具体的な事業を着々歩を進めておる段階でございます。

○高橋(禎)委員　次に、参考人の高橋参考人にお尋ねいたしたいと思ひますが、青少年に対する一般的な問題は別にしまして、御存じのように、本年の四月一日から青春防止法は完全実施をすることにいたしましたわけですが、先ほど申し上げたように、これが完全実施をされた場合に、国民が非常に心配しておることは、二三それを取り上げて申しますと、一般の婦女子に対す

けでありますが、実際に映倫の仕事を行なうておられて、職業選択の自由を持ち、表現の自由を持ち、検閲も許されないという憲法の規定のあるもとにおいて、何か法規のあと押しがなければ、うしろだてがなければ、どうもやりにくいという点、つまり、こういう映画は十八才未満の者には見せてはならぬぞという取締りの規定でもあれば、もつと映倫の仕事もやりいいのだ、——たとえば、地方の条例によつては、それを認めておるところもありますが、それが制定されておらないところもある。むしろ国の法律として一般的にその問題を規定しておいた方

す。

○高橋参考人　ただいまの点でござい
ますが、先ほども申しておりますよう
に、青少年の性的犯罪の増加、ことに
これが売春禁止法実施以後においてど
ういうことになるか、増加するか減少
するかという点を、私ども也非常な関
心を持って見ておるところであります
す。われわれの今やっておりますところ
では、売春というものは罪悪である
と、これを強調するような映画を
求めております一方、また、性的犯
罪を決して是認するようなこともむろ
んないのではありませんし、これを特
に刺激するといふようなものをあくま

○竹内政府委員　これは、抽象的に申しますならば悪い映画を見せないというところで一応わかるのでございますが、しかれば悪い映画とは何かということに結局問題が還元されると思ふのです。そりなりますと、本日御審議になつておりますように、映倫の本質論と

うのような、私はそんなことを言つて時
間を過しておることはできないと思
う。その点について法務省の考えてお
られる見解を一つお述べ願いたい。

○竹内政府委員 売春防止法刑罰法規
が実施された暁において、その影響の

る性凶犯罪というものが将来増加するのじゃないか、その点が心配だということ、それから、花柳病が非常に蔓延するのじゃないか、それから、警察等の取締りの行き過ぎによって人権をじゅうりんとするようなことがあるのじゃないか、こういうふうな深刻な心配がある

が、映倫の理想としておるところのものを実現するのにやりいいのだ、そう言うふうなことをお考えになりませんか、でしょう、どうでしょう。この点をお尋ねするわけでありませう。重ねて申しますが、もしも、兜春法の完全実施によって、国民の心醒しておるよう

も排斥するという態度をとっておることは申し上げた通りであります。特に、売春禁止法実施以後において青少年の性的犯罪が増加するとしましたならば、これは映画製作上、どういう手段をとるべきであるか、ことに、与えられました映倫の権限内におきましていか

なることをやるべきであるかというところを考究しておるのをごいいます、まだ結論を出すに至っておらないのであります。先ほど申し上げましたように、青少年委員会に対しては、映画の性犯罪に対する影響というものが実際だけであるか、これはなかなか困難な問題であります、専門家にはまたわれわれの想像することのできないようないろいろな材料そのほかを集められることもできるのであらうからというので、先週の委員会におきまして一委員にこれを依頼いたしまして、この方を中心としてさらに研究する、こういうことに相なっております。

それからまた、各県におきましてそれぞれ規制を行、こういうことに相なつたという報知をわれわれも受けておるのであります、しかし、その結果がどうあるのか、果してこれがよく励行せられておるのであるかという点に關しましては、資料を求めておるのであります、まだ十分のものが得られないのでございまして、こういうものがだんだん増加する傾向はございしますが、しかしながら、われわれといたしましては、先ほど来申し上げておりますように、法律の力を借りる以前において、でき得る限り業界の自衛によりまして不良の映画を抑制して参りたい、こういう希望を常に抱いておるのであります。先ほどは企業界の武士道というような言葉を使いましたが、これはだににございしましたが、これらにもやはり希望をかけておるのであります、これが実現せられるのははなはだ遠い先のことというふうにもむろん見ることができるのであります、が、激しい競争の行われております、營

利本位とも非難せられまする映画製作者が、みずから進んで映画というものを設けて自衛する、こういうことになりましたのは、その企業界における武士道の一つの大きな現われであるといふうに感じたのであります、こういうふうな武士道と申しますが、何と申しますか、自衛、自制が、製作者ばかりでなく、興行者にも及ぶことを望み、またこれらの諸君の協力をわれわれ求めておるのであります、非常にむずかしいことは存じますが、できる限り業界の自衛による、これとていいかないということがあります、ならば法律の助けをかりるといふこともやむを得ないのであります、これはでき得る限り避けて参りたい、最後にいたしたいといふうに考えておるのであります。先ほど申し上げました、先年内閣にできました映画審議会などにおきまして、いろいろ議論はございしましたが、大体こういう方針が強く打ち出されておつたように感ぜられたのでございします。

○高橋(順)委員 もう一つ簡単にお尋ねいたしますが、映倫は、先ほど御説明がありましたように、映連からの御心配でござい、しかもその費用なんかもそこから出ているように私は聞きました。そういう映倫の仕事に御苦労なさり今日までやつてこられて、相当の成果をあげたという御意見であります。そういう見方をする人も国民の中にも相当あると思ふのですが、しかし、今映画界の実情を見ると、なかなかこのままではいかぬといふうな突き詰めた考えを持つ人もあると思ふのであります。そこで、映倫の仕事を実際なされた立場において、これと同じ

ような役割を果す機関として、これは今は自主的な管理をなさっておられるのであります、むしろそこに國の正式な機関として介入をして、すなわち映倫のごときものを國の制度として取り上げて、そうしてほぼ同じような仕事をやっていくということがいいか悪いか、それについての御意見を伺いたしたいと思います。

○高橋参考人 先ほど私のお伺い違いかもしれませんが、ただいまの映倫は映連から費用を出してもらつておるのではございせんのであります、これは映連と言へば言うことができるかも知れぬのであります、これは全く審判料によりまして一切の費用を弁じておるわけにございまして、まず映連の維持委員によつて委員長が任命はされる、むしろ委嘱といった方がいいかも知れぬのであります、されまするが、任期の間は全く自由に行動することができるのであります、そしてまた映連から財政的な援助などは受けておらないのであります。

それから、法律がございまして、その法律によつて取り締まれるといふことであります、ならば、映倫の仕事が一そう容易になりはしないか、効果をあげることでございしないかというお説でございしますが、これは各県が今のところ何力所かやつておりますので、その成績を見ませんと何とも言えないのであります、どうもこれは、今までの検閲時代などに行われたところなどを見ましても、法律の力でこれを取り締るといふことにはいろいろ悪い面があらまうばかりでなく、実行はなはだ困難なものがあるように存ぜられるのであります、果してこういうふうな

法律ができることによりましてわれわれの仕事がうまくいくかどうか、今のところ私は疑問なきを得ないのであります、先ほど述べましたように、各県の実情などをただいま見ておるのであります、先日マスコミの会合などを法律でやるということは非常に困難である、どうもうまくいかないのではないかと、声が強かつたといふことを出席いたしました諸君から聞いておるのであります、なお慎重に検討を要する点と存じます。

○高橋(順)委員 法務当局へ、資料として、先ほど御検討になつておるという、すなわち条例をもつて先ほどお尋ねした問題を規制するようにしているという実情の調査をなさつて、その結果を委員会に御報告願いたいと思ひます。

これをもつて質問を終わります。○町村委員長 他に御質疑がなければ、参考人に対する質疑はこれにて終了いたします。

参考人各位には御多忙中長時間にわたり委員会の審議に御協力下さいまして、ありがとうございます。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十五分散会

昭和三十三年三月七日印刷

昭和三十三年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局